電　友　会　和　歌　山　支　部　会　則

第　1　章　　　総　　　則

第1条（名称）
　本会は、「電友会和歌山支部」と称する。

第2条（事務局）
　本会の事務局は、ＮＴＴ西日本和歌山支店内におく。

第3条（目的）
　本会は、会員相互の親睦、福祉の増進、知識の向上を図るとともに、ＮＴＴ及びそのグループ会社の事業の発展に貢献することを目的とする。

第4条（会員）
　本会の会員は、ＮＴＴ並びにそのグループ会社を原則として２０年以上勤務した退職者とする。但し、２０年未満であっても特に希望する場合は入会できるものとする。
　なお、本会の会員であった者、及び会員の資格のあった者の遺族で入会を希望する者は会員とすることができるものとする。
２．団体、法人または個人で本会の趣旨に賛同し協力されるものは賛助会員とする。

第5条（事業）
　本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）　懇談会、講演会、見学会等の開催
（２）　サークル・レクリエーション活動の実施
（３）　ボランティア等社会貢献活動、環境貢献活動の実施
（４）　会員への就労支援等各種情報の提供
（５）　ＮＴＴ並びにそのグループ会社の事業発展に寄与する活動
（６）　その他本会の目的達成するために必要な事項

第　2　章　　　役　　　員

第6条（役員）
　本会につぎの役員をおく。
　　支部長１名
　　副支部長若干名
　　事務局長１名
　　事務局次長若干名
　　理事１０名～２０名
　　監事２名

第7条（役員の選任）
　役員の選任は、理事会の推薦により総会において選任する。
２．役員は報酬を受けないものとする。

第8条（役員の職務）
　支部長は、本会を代表し会務を統括する。
２．副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
３．事務局長は、本会の業務を執行し、事務局を統括する。
４．事務局次長は、本会の業務を執行する。
５．理事は、理事会において本会の重要事項を審議する。
　また、居住する地域の活動の中心となって幹事と共に推進する。
６．監事は、本会の会計並びに業務遂行状況を監査する。

第9条（役員の任期）
　役員の任期は２年とする。但し重任を妨げない。
２．任期の途中で選任されたものの任期は、前任者の残存期間とする。

第10条（特別顧問及び相談役）
　本会に特別顧問及び相談役（アドバイザー）を置くことができる。
２．特別顧問及び相談役は理事会に諮り支部長が委嘱する。
３．特別顧問は、支部長の要請に基づき理事会へ参加することとする。
　なお、議決権についてはこれを有しない。
４．相談役（アドバイザー）の選任は、会員の中から支部長が委嘱する。

５．特別顧問及び相談役（アドバイザー）の委嘱期間は、役員の任期（第９条）に準ずる。

第11条（幹事）

本会は、第３条の目的を達成する一助に幹事を配置する。

２．幹事の選任は、会員の中から支部長が選任する。

３．幹事の任期は、役員の任期（第９条）に準ずる。

第　3　章　　総会.　　理事会.　　委員会

第12条（総会）

総会は、通常総会および臨時総会とする。

２．通常総会は年１回、また臨時総会は必要に応じ理事会の決議を経て支部長が召集する。
なお、新型コロナウイルス等の感染症のまん延や大規模災害等やむを得ない事由により
招集することが困難な場合は「書面決議」により議決することができる。

第13条（総会の議決事項）

総会は、支部長が議長となりつぎの事項を議決する。

（１）　事業報告・決算
（２）　事業計画・予算
（３）役員の選任
（４）会則の変更
（５）提案事項の処理
（６）その他の重要事項

２．議決は、総会出席者の過半数の同意を要するものとする。

第14条（理事会）

理事会は、必要に応じ支部長がこれを招集する。

２．理事会は、支部長、副支部長、事務局長、事務局次長、理事及び監事をもって構成する。

３．理事会は、重要事項（事業概要・収支状況・役員候補の総会への推薦・会則の変更等）を審議する。

４．議決は、理事会出席者の過半数の同意を要するものとする。

第15条（委員会）

特別の事案を審議するため、別に委員会を設けることができる。

第　4　章　　会費及び会計

第16条（会費）

会員は、会費年額３，０００円を和歌山支部に納めるものとする。
ただし、新入会員は、初年度の会費を免除することができる。

２．米寿を迎えた会員で、会費免除の適用を受けている会員は、この後も会費免除とする。

３．会費を滞納したときは、その間会員の処遇を停止することができる。

第17条（会計事務）

本会の会計事務は、事務局が行う。

第18条（監査）

監事は、年１回以上会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

第19条（会計年度）

本会の会計年度は４月１日に始まり、３月３１日に終わる。

付　　則

本会則は、平成３０年６月６日から実施する。

（会則一部改正）

昭和44年10月12日昭和61年７月19日平成25年6月1日
昭和46年12月12日平成2年7月19日平成27年6月5日
昭和48年11月18日平成3年6月3日平成28年6月9日
昭和49年11月16日平成4年8月1日平成30年6月6日
昭和53年8月26日平成7年4月1日令和4年6月1日令和7年6月3日令和8年6月3日

細　　則

運営上の細部は、この細則に定めるところによる。

第１条　事務局に対して次の金額を支給する。

（１）　交通費（バス運賃等）

（２）　事務局が、事務局開設日、及び繁忙による特別出勤に対して、食事費等として一日１，５００円支給する。

第２条　弔慰金の額はつぎのとおりとする。

（本部）　弔慰金　５，０００円～１０.０００円